

2～3歳児保護者のみなさんへ

親子でばくばく幼児食教室

☎ 住民福祉課 保健予防係(保健センター) ☎62-9134

どうして食べてくれないの、遊んでいてなかなか食べてくれないなど・・・食事の悩みはありませんか？
食事・おやつを食べ方や量について、子どもと一緒に調理実習をしながら、おいしく・楽しく学びましょう。
託児もありますので、お気軽にお申し込みください。

【日 時】	7月4日(水) 午前9時30分～正午
【場 所】	富士見町保健センター2階
【対 象】	2～3歳児とその保護者
【参 加 費】	無料
【持 ち 物】	親子ともエプロン・三角巾・子どもの箸
【申し込み】	6月27日(水)までに保健予防係へ お申し込みください。

七夕にちなんだ
料理を作ります



—消費者見守り情報 No.88—

～第2次長野県消費生活基本計画が策定されました～

☎ 住民福祉課 住民係 ☎62-9112 茅野市消費生活センター ☎75-8188
長野県中信消費生活センター ☎0263-40-3660

長野県では、公正で持続可能な消費社会の構築を目指し、県民、関係機関及び団体の参加、協働による総合的な消費者施策を推進するため、「第2次長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画」を策定しました。

計画の期間は2018年4月から2023年3月までとなっており、重点目標に次の5つを掲げています。

- 1 学びの場を提供し、教育・啓発を担当する人材を育成するため、消費者大学や出前講座等への年間参加者2万人を目指します。
- 2 持続可能な社会づくりや地域の活性化を推進するため、「長野県版エシカル消費」の認知度100%を目指します。
(エシカル消費とは人・健康・地域・社会・環境に配慮した思いやりのある消費のことです。)
- 3 特殊詐欺被害認知件数90件以下を目指します。
- 4 高齢者等を消費者被害から守るため、全ての市町村に高齢者等見守りネットワークを構築します。
- 5 身近な相談窓口を充実させるため、市町村消費生活センターの人口カバー率100%を目指します。

また、この計画は、長野県消費生活条例を基本に次の4項目を計画の柱としています。

- ①消費者の権利の確立と利益の擁護
- ②県民の消費生活における自立の支援
- ③公正で持続可能な社会の構築
- ④県民及び関係機関・団体の参加・協働による施策の推進



消費者としての権利を守り、利益を守るためには、自立した消費者になることが重要です。

自立した消費者とは、自ら進んで消費生活に関して必要な知識・情報を収集し、自主的かつ合理的に行動する消費者のことです。

ぜひ、教育機会の積極的な活用等を通じて、自立した消費者を目指した行動をお願いします。